

## 瑞浪市教育行事の後援及び賞状交付に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、瑞浪市教育委員会(以下「教育委員会」という。)以外のものが行う教育行事について、教育委員会が後援し、賞状を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、教育行事とは、次の各号のいずれかに該当する行事をいう。

- (1) 学校教育に関する行事
- (2) 社会教育に関する行事
- (3) 文化財の保護に関する行事
- (4) その他教育委員会が適当と認める行事

2 この要綱において、後援とは、教育委員会以外のものが主催する教育行事に対し、教育委員会が、教育又は文化等の向上に寄与するものであり、かつ公益性のあるものと認め、その趣旨に賛同の意を表することをいう。

### (賞状の交付)

第3条 教育委員会は、第6条1項の規定により後援を承認した教育行事に関し、公益上特に必要と認めるときは、賞状を交付することができる。

### (承認基準)

第4条 教育委員会が後援又は賞状交付を承認する教育行事は、次の各号のいずれかに該当するものが主催するものとする。

- (1) 国(独立行政法人を含む)又は地方公共団体
- (2) 学校または学校の連合体
- (3) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (4) 社会教育関係団体(体育団体を含む。)
- (5) その他教育委員会が適当と認める団体又は個人

2 後援をする教育行事は、その内容が次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものでなければならない。

- (1) 教育的に有意義なものであること。
- (2) 営利を目的としないこと。

- ( 3 ) 特定の政党若しくは団体又は宗教若しくは宗派を支持し、又は支援するものでないこと。
- ( 4 ) 特定の思想又は主義主張を浸透させる目的を有しないこと。
- ( 5 ) 事業の規模又は対象範囲が、原則として小学校区単位以上であること。
- ( 6 ) 参加者等に対して過重な負担を負わせないものであること。
- ( 7 ) 市内又は近隣市町村で開催されるものであること。ただし、国・県等の後援等を受けたものは、この限りでない。
- ( 8 ) 前各号に掲げるもののほか、後援を承認することが不相当と認められないこと。

( 申請 )

第 5 条 後援又は賞状交付の承認を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、その教育行事を開催する 14 日前までに、後援承認申請書(様式第 1 号)又は賞状交付承認申請書(様式第 2 号)に教育行事の概要を示す資料を添付し、教育委員会に提出し、その承認を得なければならない。

2 参加者等から入場料等を徴収する教育行事については、前項の申請書とともに収支予算書を提出しなければならない。

3 申請者は、教育委員会の承認を受ける前に、申請に係る教育行事に関し、後援等の字句をポスター等に用いてはならない。

( 承認 )

第 6 条 教育委員会は、前条に規定する申請が第 4 条に規定する基準を満たすと認め、後援又は賞状交付の承認を決定したときは、後援・賞状交付承認通知書(様式第 3 号)により申請者に通知する。この場合において、教育委員会は、申請者に対して必要な条件を付することができる。

2 教育委員会は、前条に規定する申請に対し、後援又は賞状交付を承認しないと決定したときは、後援・賞状交付不承認通知書(様式第 4 号)により申請者に通知する。

( 行事の変更 )

第 7 条 後援承認を受けた行事の主催者(以下、「主催者」という。)は、第 5 条の申請書の記載事項を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに教育委員会に申し出なければならない。

( 承認の取消し )

第 8 条 教育委員会は、後援を承認した事業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消すことができる。

( 1 ) 申請書の記載事項に虚偽が判明したとき。

( 2 ) 第 4 条に定める承認基準に該当しなくなった、又は該当しなくなるおそれがあるとき。

( 3 ) 第 6 条第 1 項の条件に違反したとき。

2 教育委員会は、前項の規定により後援又は賞状交付の承認を取り消した場合は、申請者に対し後援・賞状交付承認取消通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

3 第 1 項の規定に基づく後援又は賞状交付の承認の取消しにより生じた経費は、申請者の負担とする。

（結果報告）

第 9 条 主催者は、その教育行事が終了したときは、行事終了後 3 0 日以内に行事実施報告書（様式第 6 号）又は賞状受領及び受賞者報告書（様式第 7 号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 参加者等から入場料等を徴収した教育行事については、前項の報告書とともに収支決算書を提出しなければならない。

（その他）

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、後援及び賞状交付の承認について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 5 月 1 日から施行する。